

【令和2年第5回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和2年10月12日 環境委員長 林 敏夫

○「議案第114号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 施設の供用開始の時期について

令和3年3月に施設の整備が終了し、4月以降に供用を開始する予定である。

* 施設の供用を開始することによる指定管理者との協定等について

令和3年3月31日で現在の指定期間が終了するため、新たに指定管理者を公募する際に、新設施設も含めた提案をしていただく予定である。

* 施設の年間のメンテナンスについて

洗浄場及び給油施設はどちらもコンクリート又はアスファルト舗装であるため、耐用年数は15年程度であり、大規模な修繕等は不要である。また、洗浄場の給水設備や給油施設の計量器等も同様に大規模な修繕等は不要だが、保守点検は必要である。

* 施設の保守及びメンテナンス費用の負担について

指定管理業務に位置付けるため、指定管理者の負担となる。

* 各施設の新設場所について

東京側に給油施設、横浜側に洗浄場を新設予定である。

* 各施設の新設場所の決定の経緯について

平成30年3月に行われた川崎港戦略港湾推進協議会において、利用者等からの意見を聴取した上で施設の設置場所を決定した。その後、再度事業者やメーカーにヒアリングを行い、昨年度末に細かな仕様を決定した。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第124号 和解について」

《主な質疑・答弁等》

* 「東京電力への損害賠償請求の状況」の資料における今回の損害賠償額の位置付けについて

当該資料は今回の和解案に係る費用を除いているため、含まれていない。

* 本市が請求した損害賠償請求の総額について

48億3,500万円が本市が請求した損害賠償請求の総額である。

* 協議中の費用である7億2,000万円の今後の動向について

顧問弁護士と相談しながら、東京電力と協議を進めている状況である。

* 協議中の費用に係る和解及び入金の時期について

現在、事故との相当因果関係を立証できる証拠を積み重ねており、東京電力との協議の中で、和解金の支払が受けられるように処理をしていきたい。なお、当該損害賠償請求権は法律で時効が10年と定められているため、請求権が時効消滅を迎えないよう適切に対応していく。

* 協議中の費用に係る時効完成の時期について

時効の起算点は各費用で異なっており、一律に時効を迎えるものではない。

* 令和2年から3年の間に時効を迎える費用について

東京電力と協議中であるため、正確な金額を伝えることはできないが、その内容は、職員の時間外勤務手当、焼却灰を検査に掛けるための運搬に係る費用及び委託費である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第131号 令和2年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決